

財産的基礎に関する判断

【 基準資産 】

申請時提出していただく、貸借対照表において

- (a) 資産総額 - 負債総額 \geq 2,000万円(×事業所数)
(※但し、繰延資産、営業権は資産より除く。)
- (b) (a)の基準資産額が負債総額の7分の1以上であること。
- (c) 資産勘定内の「現金・預金」の額が1,500万円(×事業所数)以上であること。

【 小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置 】

[当分の間の措置]

1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者数(※1)が10人以下である場合

- (a) 資産総額 - 負債総額 \geq 1,000万円
(※但し、繰延資産、営業権は資産より除く。)
- (b) (a)の基準資産額が負債総額の7分の1以上であること。
- (c) 資産勘定内の「現金・預金」の額が800万円以上であること。

注:基準資産 500万円への緩和措置
は H30 年 9 月で廃止されました。

※1 常時雇用している労働者数については、過去1年間の月末における派遣労働者(日雇派遣労働者を含む)の平均人数とし、様式第17号(「労働者派遣事業許可更新の当分の間の措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について」)により報告する。

また、様式第16号(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第7条第1項第4号の財産的基準に関する要件についての誓約書」)を提出する。

「小規模派遣元事業主の暫定的な配慮措置」は、平成28年9月30日以降、平成27年9月30日から平成30年9月29日までの間に、小規模派遣元事業主に係る資産要件の暫定的な配慮措置により新規許可又は許可の更新を行った者からの許可の更新の申請に限ることとする。

※「基準資産」、「現金・預金」が条件を満たさない場合、条件を満たした上で中間決算又は月次決算を行い、新規申請時であれば、公認会計士等による「監査証明(報告書)」の添付。

更新申請の場合は、「監査証明(報告書)」にかえて「合意された手続実施報告書」においても取扱可能とする。